

# 平成 30 年度 東京都テレワーク活用促進モデル実証事業募集要項

## 1 事業の目的

東京都は、中堅・中小企業等におけるテレワーク導入を促進するため、様々なタイプのニーズに応じたきめ細かなモデル実証を行い、新たなテレワークモデルを確立することによって、テレワーク導入の阻害要因の解消を図るとともに、本モデルを広く普及展開することによって、より多様な分野におけるテレワーク導入を促進することを目的とします。

## 2 事業の内容

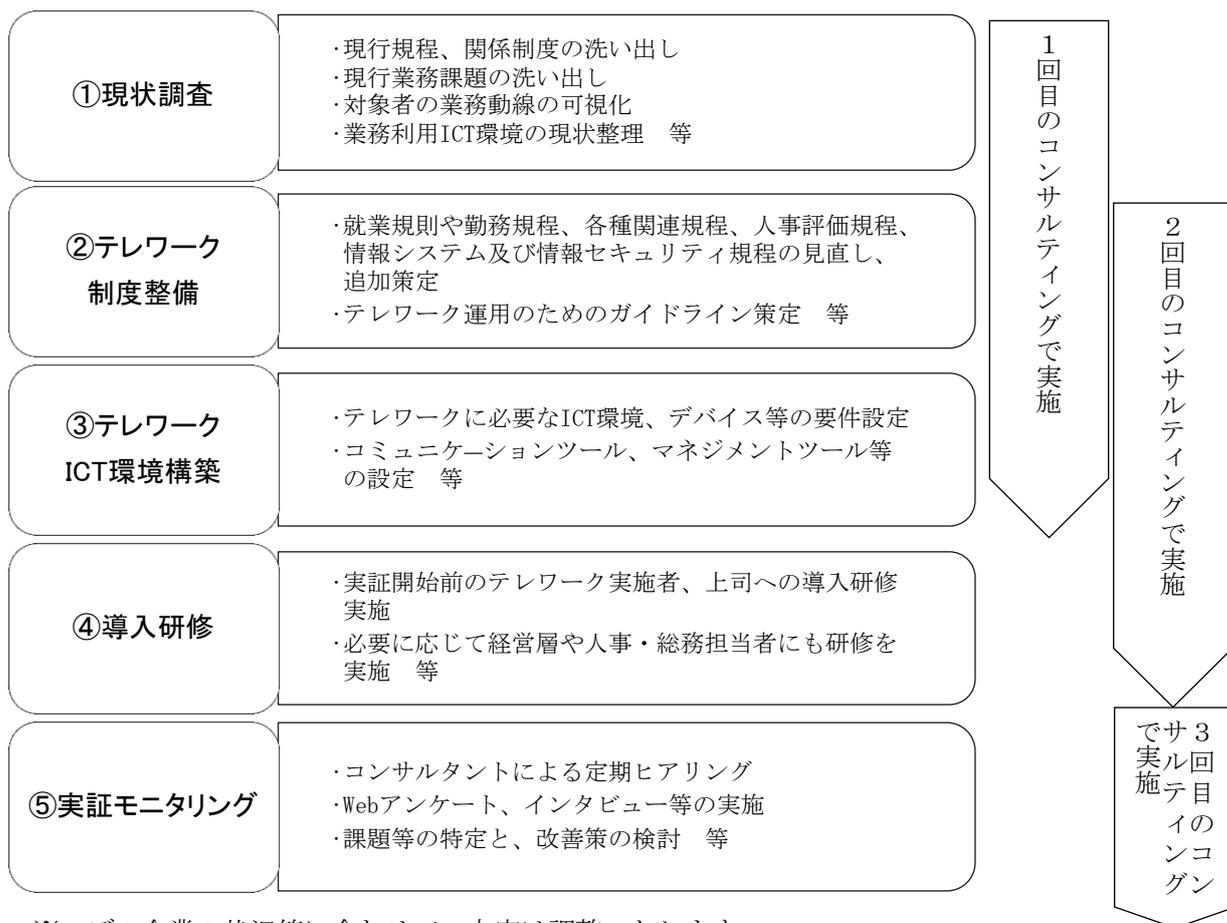
### (1) 実施内容

当該モデル実証事業の参加企業（以下「モデル企業」という。）20社程度において、実際にテレワークを試行した上で、効果や課題等を調査及び実証します。

また、テレワークの試行に際して、モデル企業に対して事前に、①現状調査、②テレワーク制度整備支援、③テレワーク ICT 環境構築支援、④テレワーク実施者及びその上司、同僚、経営者に対する導入研修を行うものとします。

なお、モデル企業は原則として、テレワークの実証終了後もテレワークを継続・適用範囲の拡大を行うものとします。

### 【実証事業の流れ】



※モデル企業の状況等に合わせて、内容は調整いたします。

※事業実施中は、コンサルタントが訪問する以外に、オンライン相談窓口、メール、電話により取組を随時支援いたします。

※実証モニタリングにおけるアンケート等は、テレワークモデルの検証のために行うもので、各モデル企業に対するフィードバックに使用するものではありません。

## (2) 調査及び検証

2 (1)に示した実証事業を通じて、全てのモデル企業に以下の調査及び検証を行います。具体的には、テレワーク実施者、上司、同僚及び経営者等へのヒアリング及びアンケート調査を1回以上実施します。

### ① インタビュー調査（※対面やメール等でのヒアリング）

- ・経営層
- ・テレワーク推進担当
- ・テレワーク実施者（複数人に対し一度で実施）

### ② Web アンケート調査

- ・テレワーク実施者（各員）
- ・テレワーク実施者の上司

調査及び検証に関しましては、モデル企業の協力の下、都が本事業を委託する株式会社パソナ並びに同社と共同する株式会社テレワークマネジメント、富士ゼロックス株式会社及び一般社団法人日本テレワーク協会が実施します。

## (3) 実施主体

応募企業の中から選定された20社程度の企業がモデル企業として実証に取り組みます。

2 (1)の実施主体はモデル企業となります。テレワーク環境の整備、構築については、株式会社パソナが手配する導入コンサルタントの支援及びICT専門業者の協力を仰ぐなど、実証後の普及・促進を前提に体制構築することを推奨いたします。

## (4) 実施期間

テレワーク実施期間は、平成30年9月から平成30年11月末（予定）までとします。

テレワーク実施期間とは、テレワークに取り組む実証モニタリングの期間をいい、導入準備期間は含みません。実施期間については、1企業あたり最低2か月以上取り組むものとし、モデル企業が決定後、担当コンサルタントとの調整の上、決定します。

## (5) 応募から実証事業終了までの流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

	項目	日程（予定）	備考
1	事業公募開始	平成30年6月18日（月）	
2	公募説明会	以下の日程で実施いたします。 第1回：平成30年6月25日（月） 第2回：平成30年7月5日（木）	第1回と第2回の内容は同じです。参加ご希望の場合、いずれかにお申込みください。
3	応募締切	平成30年7月17日（火）	
4	モデル企業決定	平成30年8月中旬	
5	テレワーク実施準備	平成30年8月中旬～平成30年9月	(内容詳細) ・現状調査 ・テレワーク制度整備支援 ・テレワークICT環境構築支援 ・導入研修等を必要に応じて実施、支援します。
6	テレワーク実施期間	平成30年9月～平成30年11月末	・必要に応じて導入コンサルタントに相談の上、運用を実施します。

7	調査及び検証	平成30年8月中旬～平成30年12月	(内容詳細) ・テレワーク実施者、上司、同僚及び経営者等へのヒアリング及びアンケート調査を実施します。
8	事例発信	上記「7 調査及び検証」終了後	実証の中で得られた事例を広く発信していきます。

### 3 応募資格

以下の条件に当てはまる必要があります。

#### (1) テレワークの形態

テレワークの形態が「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の1つ又は複数の形態について導入又は利用拡大に取り組むものであること。

#### (2) モデル企業の要件

1	<p><b>テレワークの導入状況について、以下のア又はイを満たすこと</b></p> <p>ア テレワークを新たに導入しようとする企業であること</p> <p>イ テレワークを導入済みであり、テレワークの対象者拡大等による利用者の増加、新たなテレワークの形態の導入等、テレワークの利用拡大を目指す企業であること</p>
2	<p><b>都内で事業を営んでいる中堅・中小企業等であること</b></p> <p>・企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、または別表第3の「協同組合等」に該当するものも含まれます。ただし、次の①から④のいずれかを満たすものは除きます。</p> <p>①構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）</p> <p>②特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの</p> <p>③特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）</p> <p>④東京都監理団体、報告団体または東京都が設立した法人</p> <p>・都内に本店登記がある、または支店・営業所等の事業所が都内にあることとし、都内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除きます。</p> <p>・常時雇用する労働者数が999人以下であること</p>
3	<b>雇用保険に加入していること</b>
4	<p><b>労働関係法令について次のア～エを満たしていること</b></p> <p>ア 労働者に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別最低賃金額・特定最低賃金額）を上回っていること</p> <p>イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること</p> <p>ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないこと</p> <p>エ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること</p>
5	<b>都税の未納付がないこと</b>
6	<p><b>過去5年間に重大な法令違反等がないこと</b></p> <p>・違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。</p>
7	<b>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと</b>

8	暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと
9	本事業と同一テーマ・内容で国、都道府県、区市町村等からの支援を受けていないこと
10	原則として、テレワークの実証終了後もテレワークを継続・適用範囲の拡大を行うこと

### (3) テレワーク実施者の要件

- ① 原則として、雇用保険に加入していること。
  - ② 原則として、都内の事業所に勤務し、かつ、都内又は隣接県に在住する者であること。
  - ③ テレワークの実施期間中に、平均して週1回以上テレワークに取り組めること。
- ※ モデル企業は常時雇用される従業員を2名以上対象者として選出すること。

## 4 応募手続

### (1) 公募説明会の実施

事業概要、応募手続等に関して、以下の日程で公募説明会を実施します。

詳細は「TOKYO はたらくネット」をご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/hatarakikata/telework/model/>

#### ① 日時

第1回：平成30年6月25日（月） 13：30～14：30

第2回：平成30年7月5日（木） 13：30～14：30

#### ② 場所

東京テレワーク推進センター セミナールーム

（東京都文京区後楽二丁目3番28号K.I.S 飯田橋ビル6階）

#### ③ その他

第1回と第2回は同じ説明内容になります。

なお、本説明会の参加は、モデル実証事業への申込みの必須要件ではありません。

### (2) 応募書類

応募する企業・団体は、4(3)の応募書類に記入し、企業・団体の代表者印を押印の上、4(4)の応募先まで郵送（持参可）してください。**応募書類は平成30年7月17日（火）必着**とします。

### (3) 応募書類一覧

1	申請書		原本1部
2	商業・法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書）	・発効日から3か月以内のもの ※法人登記簿の本社所在地が東京都にはない場合、「7 事業所一覧」を提出	原本1部
3	誓約書		原本1部
4	雇用保険適用事業所設置届 （事業主控）		写し1部
5	法人都民税・法人事業税の 納税証明書	・申請時点で納期が到達している直近の決算期のもの ・非課税の場合は、課税されない理由が分かるもの（社会福祉法人等：定款及び決算報告書、その他収益事業を営んでいないことが分かるもの）	原本1部

6	会社案内または会社概要	・ホームページの写しも可	写し1部
7	事業所一覧	・法人登記簿の本社所在地が東京都外の場合のみ提出	原本1部

#### (4) 応募書類の送付先

〒112-0004 東京都文京区後楽二丁目3番28号 K.I.S 飯田橋ビル6階  
「平成30年度 東京都テレワーク活用促進モデル実証事業」公募係

## 5 審査の評価観点等

### (1) 審査の評価観点

#### ① 目的の明確性

実証の目的、参加の背景が明確で実証事業とマッチするものか 等

#### ② 計画の実効性

実証を円滑に行うための推進体制が整っているか

実証を効果的に実施・検証できる内容の計画・人数設定がされているか 等

#### ③ 汎用性・モデル性

他社でも生じうる課題とその解決策としてのモデル性が期待できるか 等

### (2) 審査における留意点

- ・必要に応じてヒアリング等による審査を行う場合があります。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・審査の結果、モデル企業として選定されない場合があります。また、審査内容等についてのお問合せには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

### (3) 結果通知

審査終了後、8月中旬（予定）までに東京都から選定の結果を通知いたします。

また、東京都のホームページでも選定された企業の名称、業種及び本社所在地等を公表します。

## 6 選定後の留意点及び事務対応

### (1) 実証事業に参加する旨の周知・広報等

モデル企業に選定された企業は、本実証事業に参加する旨を社外へ周知・広報していただくことも可能です。

※発信された記事等の内容が適切でない場合は、修正・削除等を依頼する場合があります。

### (2) 実証で用いるテレワーク環境用のシステム・ツール・機器等の扱い

実証で用いるテレワーク環境については、原則モデル企業の保有資産を活用することとします。ただし、実証の実施にあたり必要なシステム・ツール・機器等が不足している場合には、導入コンサルタントと検討の上、株式会社テレワークマネジメントが手配いたします。手配したテレワーク環境に係る費用について、実証期間中はモデル企業の費用負担は発生いたしません。

※テレワーク環境のシステム・ツール・機器等の手配が必要となった場合、株式会社テレワークマネジメントが手配する ICT 専門業者が環境を構築いたします。

※システム・ツール・機器等を手配する場合については、サービス事業者とモデル企業との直接契約になる場合があります。この場合、サービス利用で発生する費用については、実証環境費として、モデル企業から環境構築を手配する ICT 専門事業者にご請求いただきます。

※ICT 専門事業者が手配したテレワーク環境については、実証終了後、撤去に伴うサービス停止・レンタル終了等を行います。

### (3) 実証でのサテライトオフィスの利用

3(1)の「テレワークの形態」について、サテライトオフィスの導入又は利用拡大への取組を希望するモデル企業は、テレワークの実施期間中、後述するサテライトオフィスを無料で利用することができます。サテライトオフィス利用希望企業は、4(3)応募書類一覧【1】申請書の「共用サテライトオフィス実証希望」の欄の「希望する」に○を記入し提出してください。

なお、サテライトオフィスの実証については、実証効果のある企業を審査の上で選定いたします。利用の可否についてはモデル企業の決定時に合わせてご連絡いたします。

※サテライトオフィスを利用することが決定したモデル企業は三井不動産株式会社の運営するシェアオフィスネットワーク「Workstyling」、又は、株式会社ザイマックスインフォニスタの運営する「ちよくちよく」を利用することが可能です。サテライトオフィス利用決定時に、別途サテライトオフィス運営者の「利用規約、禁止事項、免責事項」に同意した上で、利用申込書や契約書を提出していただく必要があります。詳細は、モデル企業決定後、担当コンサルタントからご説明をいたします。

※サテライトオフィス利用を希望する企業は、「Workstyling」、「ちよくちよく」の利用の流れ等をご確認ください。

・三井不動産株式会社「Workstyling」ご利用の流れ

URL : <https://mf.workstyling.jp/flow/>

・株式会社ザイマックスインフォニスタ 「ちよくちよく」利用規約

URL : <https://choku2.jp/terms.html>

※サテライトオフィス利用について、施設内に設置するオプション設備等の利用にあたり実費が発生する場合は、モデル企業の負担とします。

※実証参加者がサテライトオフィス利用時に損害を発生させた場合は、所属する企業が損害を補償することとなります。

## 7 企業・個人情報の取扱い

東京都は、提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づき管理します。

本事業終了後の実証で得られた調査及び検証結果のデータの所有権につきましては、東京都が権利を保有します。

モデル実証で得られた事例の発信にあたっては、企業の名称、業種、本社所在地及び従業員規模等を公表します。

## 8 問合せ先

本応募要項に関する問い合わせは、以下の窓口宛にお電話又は電子メールにてお願いします。

東京テレワーク推進センター

「平成30年度 東京都テレワーク活用促進モデル実証事業」公募係

【E-Mail】 [info@tokyo-telework.jp](mailto:info@tokyo-telework.jp)

【TEL】 03-3868-0708 平日（祝日、年末年始を除く）9時から17時まで

※本事業は株式会社パソナが東京都から受託し運営します。